

大阪府監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年2月27日

大阪府監査委員 和田 秋夫
同 赤木 明夫
同 清水 涼子
同 藤原 敏司
同 大西 寛文

委員意見に対する措置

（今後の棚卸資産の保有方針について）

監査対象機関名	公益財団法人大阪府文化財センター	
監査実施年月日	平成24年12月10日から同月11日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>今後の棚卸資産の保有方針について</p> <p>公益財団法人大阪府文化財センターでは、平成23年度末において23,581千円の目録、グッズなどの棚卸資産を保有しているが、その作成量に比べ実際の販売量が相当少ない状況であるため、過剰な棚卸資産を保有している状況にある。また、その中には、当初の金額では販売できないと考えられるものも含まれているが、現状、どのように評価を行うのかの明確なルールが策定されていない。</p> <p>したがって、今後は、適正な棚卸資産保有量を定めるとともに、長期間販売実績のない棚卸資産については、その処分見込額を考慮した上で、適正な評価額となるよう在庫評価のルールを策定する必要がある。</p>	<p>（棚卸資産の評価基準の制定）</p> <p>適正な棚卸資産の保有量を勘案し、棚卸資産評価基準（平成25年2月1日）を制定した。</p> <p>当該基準に従い、平成24年度末に棚卸資産（発掘調査報告書、博物館図録及び博物館記念グッズ）の評価を行った結果、棚卸資産評価損17,764千円を計上し、平成24年度の期末棚卸資産額は5,830千円となった。</p> <p>なお、現行では見込み販売数量に応じた作製、発注を行っており、今後は上記の棚卸資産評価基準に基づき評価減を行うこととする。</p>